別表第三第六項第四十七号の項の次に次のように加える。

四十七の二　第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	四十七の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第四第三項第六十三号の項の次に次のように加える。

六十三の二　第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の差	六十三の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

別表第四第三項第九十七号の項の次に次のように加える。

九十七の二　第七条の三第二項第二十九号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間	九十七の二　圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第百四十五号

昭和五十八年六月十四日にブラッセルで作成され、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）」によって改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の附属書の一部は、その第十六条1の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条4(b)の規定に従い、平成二十四年一月一日に効力を生じた。

（平成二十一年七月八日付け関税協力理事会事務総局長口上書）

平成二十六年四月二十一日　外務大臣　岸田　文雄

附属書第一類の注1(a)中「又は第〇三・〇七項」を「、第〇三・〇七項又は第〇三・〇八項」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

附属書第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）
〇一〇一・二一	馬 純粋種の繁殖用のもの
〇一〇一・二九	その他のもの
〇一〇一・三〇	ろ馬
〇一〇一・九〇	その他のもの
〇一〇二・一一	牛（生きているものに限る。）
〇一〇二・二一	家畜のもの 純粋種の繁殖用のもの
〇一〇二・二九	その他のもの
〇一〇二・三一	水牛 純粋種の繁殖用のもの
〇一〇二・三九	その他のもの
〇一〇二・九〇	その他のもの

附属書第〇一・〇五項中「

〇一〇五・一九	その他のもの

」を「

〇一〇五・一三	あひる
〇一〇五・一四	がちょう
〇一〇五・一五	ほろほろ鳥

」に改める。

附属書第〇一・〇六項を次のように改める。

〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）
〇一〇六・一一	哺乳類 霊長類
〇一〇六・一二	くじら目、海牛目及び鰭脚下目
〇一〇六・一三	らくだ科
〇一〇六・一四	うさぎ
〇一〇六・一九	その他のもの
〇一〇六・二〇	爬虫類 鳥類
〇一〇六・三一	猛きん類
〇一〇六・三二	おうむ目
〇一〇六・三三	エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちょう
〇一〇六・三九	その他のもの
〇一〇六・四一	昆虫類 蜂
〇一〇六・四九	その他のもの
〇一〇六・九〇	その他のもの

附属書第〇二・〇七項中

〇二〇七・三二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
〇二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）

」を